

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

①立地環境・人口等

当村は、埼玉県西部に位置する県内で唯一の村であり、総面積は37.06㎢（東西7.7km、南北10.5km）で、東側は小川町、西側は秩父市と皆野町、南側はときがわ町、北側は寄居町、長瀬町に接している。

外秩父山地などの山々に囲まれた正三角形の地域で、槻川の最上流域でもあり、山の中腹や川沿いに集落が開ける。全体のうち、山林76.3%、田畑6.8%、宅地1.7%、その他15.2%で占められている。槻川が南北に流れ、大内沢川との合流点から東に向きを変えて小川町へ向って流れている。村の西部の大霧山を主峰とする山脈が北にあり、南部のなだらかな場所に標高300mから400mにかけて、集落が点在している。その他の地域は山が急峻な場所が多く、川沿いに集落や耕地がある。

令和4年8月1日時点の人口は2,586人である。国勢調査の結果を基に人口推移をみると、人口は減少傾向にあり、今後も減少傾向が続くことが見込まれている。年齢別人口について将来の推移をみると、年少人口、生産年齢人口、老年人口のすべてが減少傾向で推移することが予測されている。

村商工会は、当村唯一の商工団体であり、当村全域を管轄区域としている。



②想定される災害リスク

当村で過去に発生した過去の主な災害は、次のとおりである。

年号	災害	呼称	被害状況
1931. 9. 21	地震	西埼玉地震	マグニチュード6.9 (旧大河原村) 軽傷 1名
1947. 9. 14 ～15	風水害	カスリーン台風	秩父地方で611mm(2日間降雨) ・流出家屋 8棟、倒壊 2棟、半壊 2棟、水車流失 8基 ・浸水家屋 98棟
1966. 9	風水害	台風 26 号	熊谷地方気象台で最大瞬間風速41m ・住宅損壊 2棟、半壊 49棟、一部損壊 204棟 ・床上浸水 3棟、床下浸水 63棟、非住家損傷 1棟 ・重傷 3名、軽傷 1名
1982. 8. 1	風水害	台風 10 号	日最大雨量 388mm ・床下浸水 3棟、道路被害 30 箇所
2014. 2. 14 ～16	風水害	平成 26 年豪雪	秩父で 98cm の積雪 ・降雪による停電、携帯電話の通信障害
2019. 10. 12	風水害	令和元年東日本 台風(台風19号)	大内沢観測所の総雨量 534mm、時間最大 42mm 白石観測所の総雨量 754.5mm ・断水(旧西地区、萩平地区) ・床下浸水 8棟、床上浸水 2棟 ・家屋の倒壊 1棟(倒木)、家屋損傷 4棟(土砂等) ・橋の損傷 7件、県道11号通行止め 3箇所 ・土砂崩れ 69箇所(把握したもの)

(出典：「東秩父村国土強靱化地域計画」(令和4年3月) 一部修正)

当村で今後発生が想定される主な災害は、次のとおりである。

【地震】

「J-SHIS 地震ハザードステーション」によると、今後 30 年で震度 5 弱以上の揺れに見舞われる確率は 79.3%、震度 6 弱以上となる確率は 4.0%とされている。

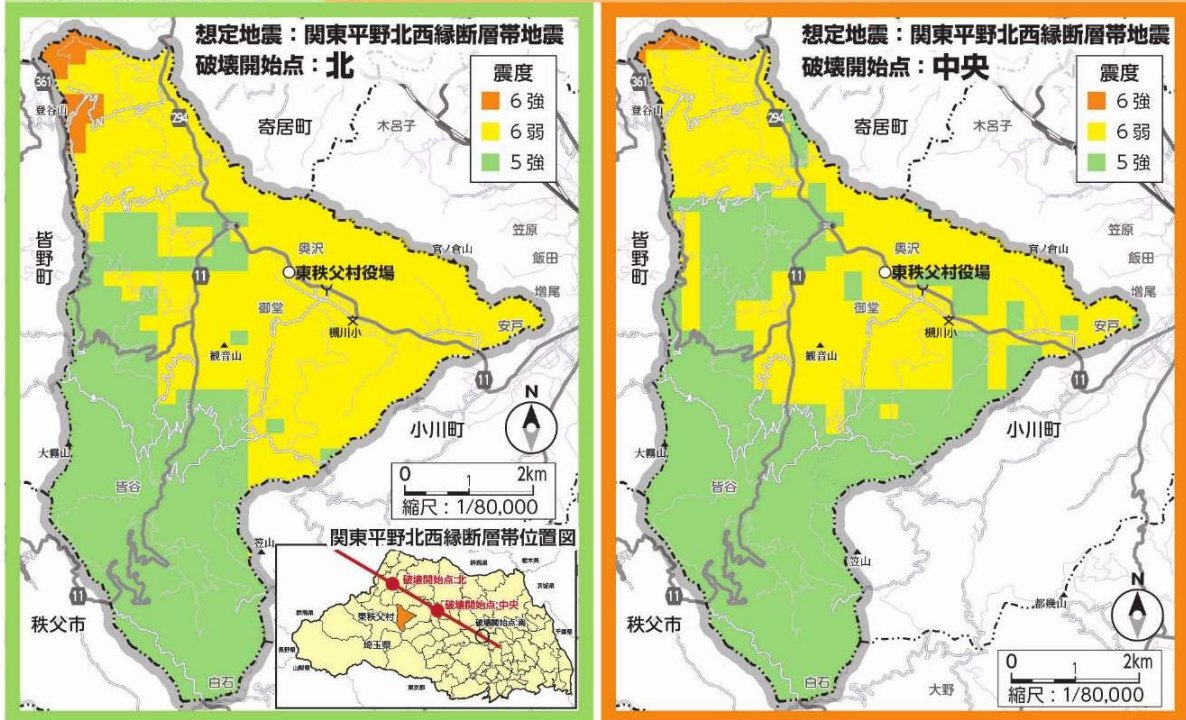
また、村「地震災害対策マップ」によると、当村北部の地域で最大で震度 6 強が想定され、建物の全壊被害の発生も予測されている。一方、液状化の可能性は村内全域で「極めて低い」状態である。

埼玉県は、平成 24・25 年度に「埼玉県地震被害想定調査」を実施し、5 つの想定地震について、被害予測を行っている。

次頁の図は県中央部を震源とした関東平野北西縁断層帯地震における震度分布図である。

震度分布図

埼玉県が行った地震被害想定調査において、東秩父村の被害が最も大きくなる関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合の震度分布を250mメッシュで表示したものです。



【風水害】

村内を流れる県管理の一級河川槻川は、洪水予報河川・水位周知河川には指定されていないが、県によって水害リスク情報図が公表されている。

水害リスク情報図によれば、村内には最大で0.5～3.0m未満の浸水想定区域があり、主に槻川沿いの耕作地等が該当している。

【土砂災害】

(地すべり)

当村は急峻な地形で、地すべり危険箇所が14箇所、地すべり危険地区が21箇所、地すべり防止区域が8箇所ある。

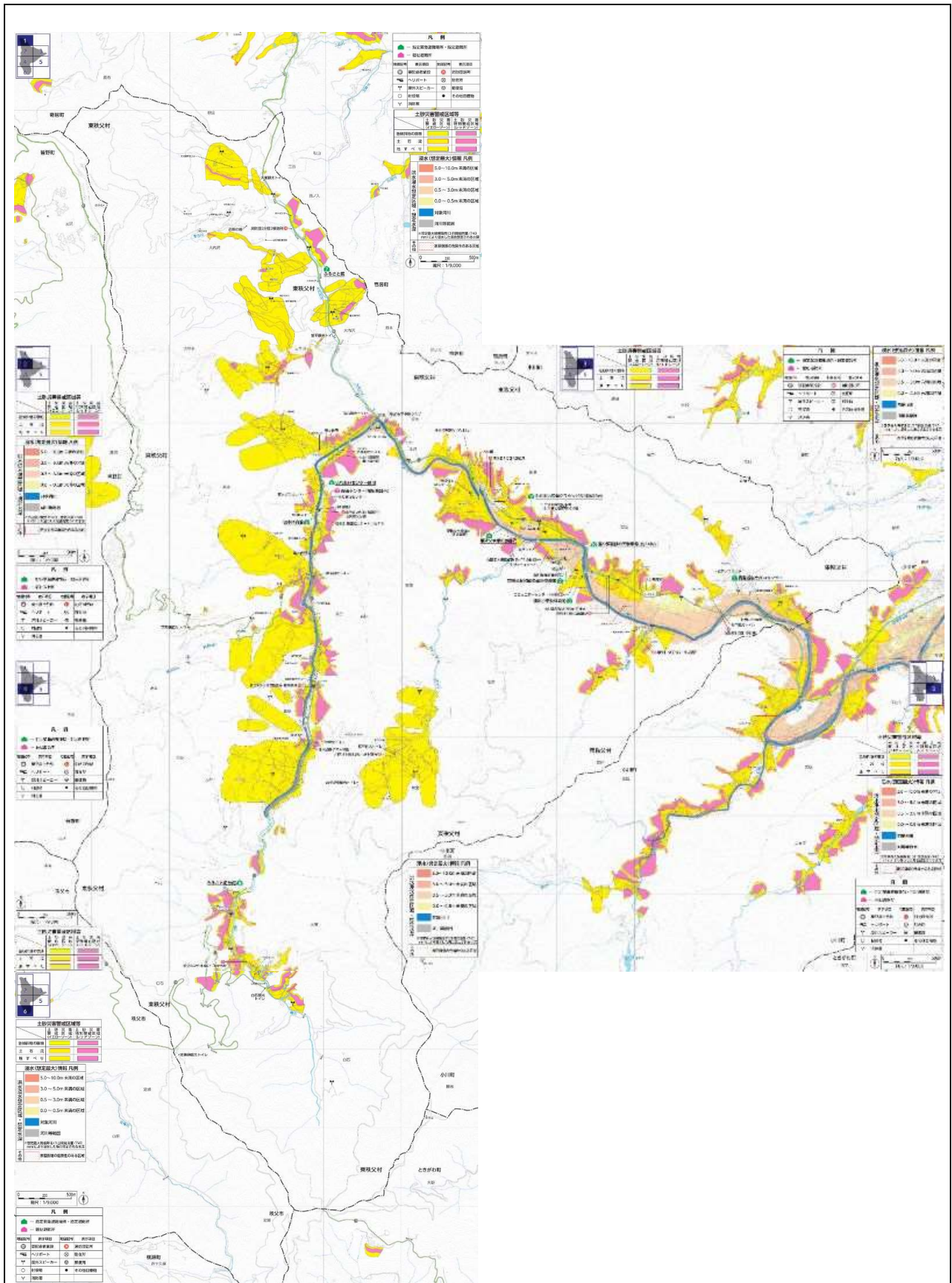
(土石流)

当村には谷地形をなし、溪床勾配3度以上で土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある溪流及び人家はないものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる土石流危険溪流が59溪流ある。

(急傾斜地崩落危険箇所)

当村は平坦地が少なく、急傾斜地に近接して住宅が建設されている地域が多く、当該地域に急傾斜地崩壊危険箇所が74箇所ある。

上記を踏まえた当村の地域別ハザードマップは次頁のとおりである。



【感染症】

近年、新型コロナウイルスによる感染症が全世界、全国的に流行し、当村でも令和4年10月末現在で延べ218名が感染した。新型インフルエンザはこれまでも大きな流行を繰り返し、人々の生命・健康に重要な影響を与えてきた。新型コロナウイルスにおいても感染症の影響が拡大した場合、事業の継続に大きな支障をきたす可能性がある。

(2) 商工業者の状況

①事業者数及び小規模事業者数

村商工会地区内における事業者数は132者となっており、うち小規模事業者数は122者で、全体の92.4%を占めている。

業種	商工業者数	小規模事業者数
建設	28	28
製造	37	38
情報・通信	1	1
卸・小売	20	17
宿泊・飲食	11	11
医療・福祉	6	4
他サービス	24	22
その他	5	4
合計	132	122

(出典：平成28年「経済センサス」活動調査)

②事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定状況

「事業継続力強化計画」の認定や「事業継続計画（BCP）」を策定した事業者数については未調査であるが、全体的に低いと推測される。

(3) これまでの取組み

①村の取組み

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき東秩父村地域防災計画を策定。計画は、当村の地域に係る災害に関し、村及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、村民の協力のもとに災害予防・災害応急対策・災害復旧等の災害対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

計画は、風水害・事故災害対策編、震災対策編、その他災害対策編、資料編で構成され、各種災害対策を実施している。

- ・東秩父村地域防災計画の策定
- ・東秩父村国土強靱化地域計画の策定
- ・防災教育、訓練の実施
- ・防災活動拠点の整備
- ・緊急輸送ネットワークの整備
- ・防災行政無線
- ・防災情報通信システム
- ・防災情報通信システム専用タブレット型端末の村内各世帯への配付
- ・物資及び資機材等の備蓄
- ・医療体制の整備
- ・東秩父村防災ハザードマップの作成
- ・東秩父村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

②村商工会の取組み

【周知対応】

- ・ 県等主催等の事業継続計画（BCP）策定セミナーの周知と参加促進
- ・ 事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画に関する各種施策の周知

【保険対応】

- ・ ビジネス総合保険（全国商工会連合会）の周知及び加入促進
- ・ 総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）の周知及び加入促進

【感染症対応】

- ・ 感染防止対策の周知、対応支援
- ・ 事業者に対する各種補助金、給付金等の情報提供
- ・ 事業者に対する公的融資の斡旋
- ・ 経営指導員等による各種個別相談会の実施

II. 課題

村商工会や地区内事業者の自然災害・感染症リスク対策における課題は次のとおりである。

（1）事業者の取組状況に関すること

- ①小規模事業者においては、災害リスクへの認識や災害時における情報収集手段、避難場所、事業者の責務等、事業継続に関する知識が充分ではない。
- ②防災や減災の取り組みを図る事業継続計画（BCP）および事業継続力強化計画を策定している事業者は一部に限られている。

（2）商工会の支援体制に関すること

- ①事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画の策定支援に対する取り組みは、国や県の施策普及の広報周知活動にとどまっており、事前対応の活動が十分とはいえない。
- ②職員の災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP作成支援等）を推進するノウハウやスキルが不足している。
- ③職員間で情報や責任共有が十分に浸透しておらず、実際の災害発生時に機能しない懸念がある。

（3）外部との連携に関すること（行政・損害保険会社等）

- ①被災からの早期の復旧・復興を行い、経済的被害を最小限にとどめるためには、村商工会と村の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制等の構築が必要である。
- ②災害時対応やリスク軽減対策のためのBCP策定・保険等の加入促進に対する助言を行える職員が不足しているため、県や外部機関とも連携した支援を強化する必要がある。

（4）感染症対策に関すること

- ①地区内事業者に対して予防接種の推奨、手洗いの徹底、出社のルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の周知など状況に応じた支援を強化する必要がある。

III. 目標

目標は次の4項目とする。

東秩父村地域防災計画を踏まえた当会の事業継続力強化支援計画を策定し、村と村商工会が一体となり、地区内事業者の自然災害等に対する事前対策や発生後の速やかな復旧を目指した取り組みを実施する。

(1) 事業継続力強化面での目標

- ①地区内事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、BCP 策定の必要性を周知する。
- ②地区内事業者に対し、「事業継続計画 (BCP)」「事業継続力強化計画」策定の支援を行う。
- ③BCP の策定支援を行った地区内事業者に対しフォローアップを行い、環境の変化に応じて計画の PDCA サイクルを回す。

(事業継続力強化計画・事業継続計画を通じた目標)

- ①意識向上と被害発生時における迅速な対応行動の実現
- ②自然災害等における事業縮小や倒産のリスクの軽減
- ③従業員が安心して働ける環境づくり
- ④顧客や市場からの企業的・社会的な信用の獲得



(事業継続計画)

- ①優先して継続・復旧を行う中核事業の特定
- ②緊急時における中核事業の復旧目標時間の設定
- ③事業継続に向けた設備・仕入品等の代替策の準備
- ④従業員・顧客と事業継続に向けたプロセスの明確化

(事業継続力強化計画)

- ①災害等のリスク対応に取り組む必要性の認識
- ②事業活動に影響を与える自然災害等の想定
- ③安全確保、防災、復旧に向けた事前対策の抽出
- ④迅速な初動対応体制の整備、訓練・教育の実施

(2) 災害発災・発生後の被害状況の把握や応急復旧活動面での目標

- ①災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、村商工会と村との間における被害情報確認・報告ルートを構築する。
- ②災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、その他の関係機関（埼玉県商工会連合会、埼玉県火災共済連合会、損害保険会社）との連携体制を平時から構築する。

(3) 感染症発生時の被害状況の把握や感染拡大防止面での目標

- ①感染症の国内感染拡大期、地区内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における連絡・支援体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(4) 村商工会における支援体制面での目標

- ①各種研修会に村商工会職員を派遣し、各種損害保険や事業継続計画 (BCP)・事業継続力強化計画の策定等を推進するための知識やノウハウの習得を通じて資質の向上を図る。
- ②村商工会策定の「事業継続計画 (BCP)」の全職員での共有と計画に基づく行動確認や訓練の実施。
- ③村商工会が果たすべき役割や行動計画を災害発生直後、災害発生後、復旧に向けた時期に分けて整理し、対応事項や手順などを危機管理マニュアルとして作成し、災害発生時の早期業務復旧の体制作りを行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

II. 事業継続力強化支援事業の内容

1. 事前の対策

（1）小規模事業者に対する災害リスクの周知及び計画策定支援

①小規模事業者のリスク把握・周知

- ・村商工会職員による巡回や窓口指導時に東秩父村ハザードマップや地震ハザードステーション（J-SHIS）等を用いて、事業所立地場所の自然災害等の発生リスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。

②リスク対策の広報周知

- ・広報、商工会報、会員宛DM、ホームページ、SNS、指導時等において、国や県等の施策の紹介やリスク対策の必要性、事業継続計画（BCP）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・同様にリスクファイナンス対策として、リスク軽減のための損害保険等（自然災害の損害補償や感染症特約付き休業補償など）の概要等を紹介する。

③事業継続計画・事業継続力強化計画の策定支援

- ・専門家を招聘し、「事業継続計画（BCP）」、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定に関するセミナーや個別相談会を開催する。
- ・セミナーや個別相談会に出席した地区内事業者に対して専門家を派遣し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」の策定に向けた支援を行う。

④感染症リスクへの対策・環境整備支援

- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・村商工会においてもWeb会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて、必要な機器や通信環境等を整備する。

⑤村商工会職員の支援スキルの向上

- ・事業者のBCP策定支援、保険や共済の重要性について助言する知識やノウハウの向上を図るため、各種研修会へ村商工会職員を派遣する。

⑥防災備品の備蓄

- ・自然災害等による被害に備えて、可能な範囲内で防災備品や食料等を購入し、備蓄する。
- ・同様に感染症の対策用品（消毒液やマスク等）を購入し、備蓄する。

（2）商工会自身の事業継続計画の作成

令和6年3月までに当会の「事業継続計画（BCP）」を策定する。

（3）行政・関係団体等との連携

- ①損害保険会社等と連携し、地区内事業者を対象に災害リスクに備えた損害保険制度の説明会や個別相談会を開催する。
- ②被災した地区内事業者が低金利融資を早期に受けられるよう金融機関と協力、連携を図る。
- ③被災した地区内事業者が早期復旧できるよう優先的な修繕・修理に向け建設関連団体と連携する。
- ④村商工会と村の行政懇談会や埼玉県商工会連合会、近隣地区商工会との会合時などに各機関の取組状況等の情報交換を行い、効果的な支援策等を習得し、取り入れを図る。

(4) フォローアップ

- ① 地区内事業者の事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の進捗について、村商工会職員が巡回や窓口等で確認し、改善や見直しが必要な場合には専門家を交えるなどしてフォローを行う。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ① 地震等の自然災害発生を想定して、村商工会と村産業観光課との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ② 村商工会職員の安否確認、避難訓練の他、地区内事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。
- ③ 災害や感染症等の影響により、村商工会職員の欠勤が起こりうるため、全職員の多能工化やデータによる可視化を推進する。

2. 発生後の対策

自然災害等の発生時には、自分自身の安全確保を第一とする。身の安全が確保された上で、人命救助を最優先に取り組み、続いて下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡・情報共有を行う。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 発災後直ちに LINE ワークス及び商工会災害システムを活用して、職員の安否確認及び被害状況の把握を行う。その際には、家族の安否確認も行うほか、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を情報収集し、村商工会と村、埼玉県商工会連合会で共有する。
- ② 国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、備品の消毒、職員の手洗いやうがい等の徹底を行う。
- ③ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、埼玉県の対処方針に基づき村商工会による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

【大規模自然災害】

- ① 村商工会と村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ② 地震、火災、暴風、豪雨等による被害が発生し命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に安全確認を行った上で出勤する。
- ③ 地震、火災、暴風、豪雨等による被害が発生し命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に安全確認を行った上で出勤する。
- ④ 大まかな被害状況を速やかに確認し、その状況を村および埼玉県商工会連合会等の関係機関と速やかに情報共有を行い、以下の応急対策を実施する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	応急対策の方針
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	<ul style="list-style-type: none">・ 自身の安全を確保・ 地域被災者の人命救助への協力・ 被害状況の把握および報告・ (特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施

被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の把握および報告 ・ 地域災害対策への協力 ・ (特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。	・ 特別な対応なし

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

⑤ 村商工会と村は災害時、以下の間隔で被害状況等を共有する。

時期	交換頻度
発生後～1週間	1日に2回程度共有する。 ※必要に応じて追加する
1週間～2週間	1日に1回程度共有する。
3週間～1ヶ月	1週間に2回程度共有する。
1ヶ月以降	新たな被害が判明した時点で共有する。

※連絡は、電話・FAX・メール、携帯等を用いて行う。ただし、通常の連絡手段が使えない場合には村商工会が村を訪問し、直接被害情報等を報告する。

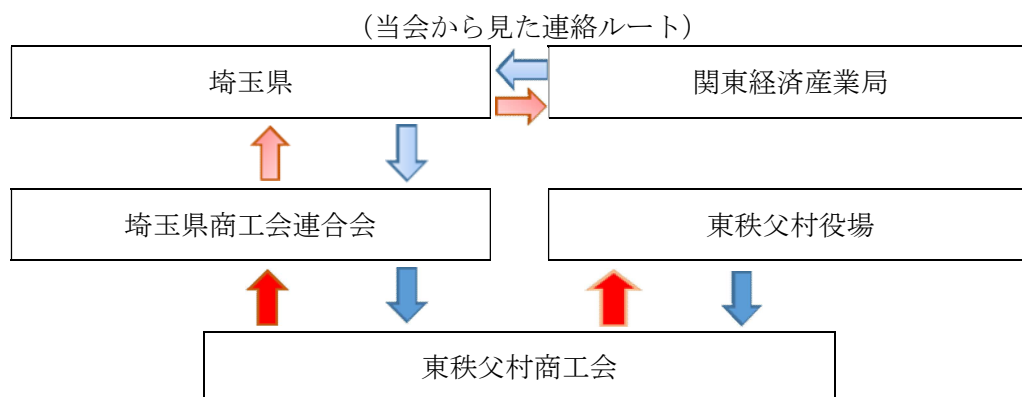
※埼玉県商工会連合会等の関係機関には、適時被害状況等を報告する。報告には全国商工会連合会の商工会災害システムも活用する。

【脅威となる感染症】

- ① 村で取りまとめた「東秩父村新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務（在宅勤務）を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。
- ② 村商工会職員のいずれかが感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。
- ③ 職員全員が感染するなど応急対策ができない場合は、村および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ① 自然災害等発生時に、地区内事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。



- ① 村からの要請等に基づき、被災地域において二次被害を防止するための諸活動を実施する。
- ② 村商工会と村は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。
- ③ 村商工会と村が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。
- ④ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、村商工会と村が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。

（４）応急対策時の地区内事業者に対する支援

- ① 相談窓口の開設方法について、村と相談する。（村商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ② 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③ 相談窓口・特別相談窓口においては、金融支援、共済・保険手続き支援、労務支援、税務支援、被災事業者施策支援、支援策要望を優先的に実施する。
- ④ 地区内事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ⑤ 必要に応じて村商工会の備品機材の貸出しや配布を行う。
- ⑥ 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、村等の施策）について、地区内事業者等へ周知及び説明を行う。
- ⑦ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある地区内事業者を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設等を行う。

（５）地区内事業者に対する復興支援

- ① 国・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ② 被災事業者に各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要なら「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ③ 被害規模が大きく、村商工会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県・埼玉県商工会連合会等に相談する。
- ④ 事業再建計画の策定を支援する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

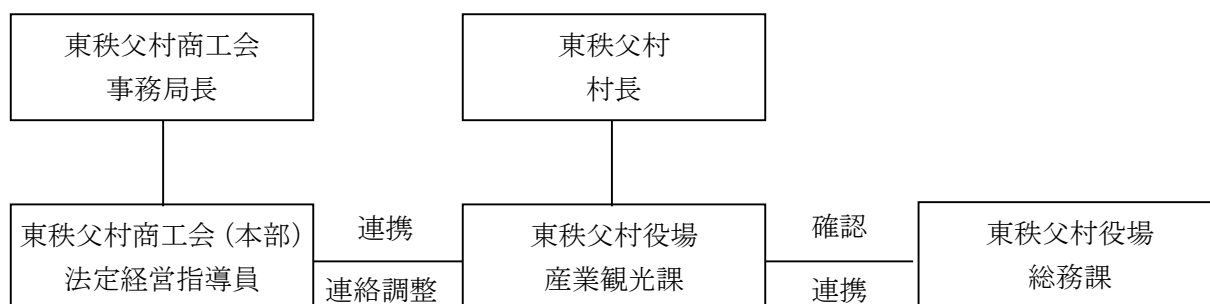
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2022年12月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 八木 淳(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

東秩父村商工会

〒355-0375 埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂 369

TEL: 0493-82-1315 / FAX: 0493-81-1010

E-mail: higasititibu@syokoukai.jp

②関係市町村

東秩父村役場 産業観光課

〒355-0393 埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂 634

TEL: 0493-82-1223 / FAX: 0493-82-1562

E-mail: sinkou@vill.higashichichibu.saitama.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・周知活動費	50	50	50	50	50
・BCP対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、東秩父村補助金、埼玉県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

